

秋田市業態転換等支援事業費補助金申請要領

秋田市商工貿易振興課

1 事業の目的

事業者の新たな付加価値を生み出す投資に対し支援することで、アフターコロナや物価高騰等に対応できる経営体制の構築を促進し、本市経済の活性化を図る。

2 事業の概要

(1) 補助率、補助限度額

対象事業費の1/3以内、限度額50万円。

※秋田県の「商業・サービス産業経営革新事業費補助金」（以下「県補助金」という。）との併用も可。併用する場合の補助率は、補助対象経費の2/3から県補助金を控除した額とし、限度額50万円とする。

(2) 補助対象者

市内に主たる事業所等を有し、1年以上の事業実績がある中小企業者、又は市内に施設を所有・賃借し、当該施設で1年以上の事業実績がある個人事業者。ただし、農業、林業、水産業を主たる事業として営む事業者は対象外とする。

3 補助対象事業

補助金の交付対象事業は、以下のいずれかに該当するものとする。ただし、交付決定後に着手し令和6年1月31日までに完了する事業であること。

(1) 新分野進出

日本標準産業分類の小分類を超えて行う事業

例：建設業を営む事業者が新たに食堂を開店し、飲食業に挑戦

(2) 業態転換

新たな生活様式に対応することを目的に販売方法やサービスの提供方法を変更又は追加する事業

例：飲食店がキッチンカーでの販売を開始、飲食店がテイクアウトでの販売を開始

(3) 生産性向上

提供する商品・サービスの付加価値の向上や新商品開発、またデジタル技術等を導入し業務の効率化によるコスト削減を図る事業

※業務工程の改善により、従業員1人あたりの付加価値額の伸び率が、年平均3%以上となることを目安とする。

例：顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務工程の改善、新しい技術や技法を利用した商品又は既存の技術・技法を応用した従来にない商品を開発する事業

4 事業の対象となる経費

(1) 設備導入費

単価 3 万円以上の機械装置、運搬具、特殊車両等、ソフトウェア、工具・機器および備品。ただし、汎用性の高いもの（一般車両、パソコン、デジカメ、表計算ソフト等）に係る経費は除く。

(2) 工事費

店舗や事業所等の新築、改造および改装に係る経費

(3) 広告宣伝費

ホームページ作成・改修費、パンフレット作成費、メディア広告掲載費等（広告宣伝に要する経費は補助対象経費を合算した額の 1 / 3 以内とする）。

ただし、補助事業以外の自社の製品・サービス等の広告や会社全体の PR 広告に係る経費は対象外

(4) 新商品・サービス開発等に係る試作費

原材料及び副資材の購入費用等、試作品の制作に係る経費（外部委託する場合は補助対象経費を合算した額の 1 / 2 以内とする）。

(5) 専門家謝金・旅費

本事業における ICT やその他専門家への謝金や旅費。上限 20 万円。

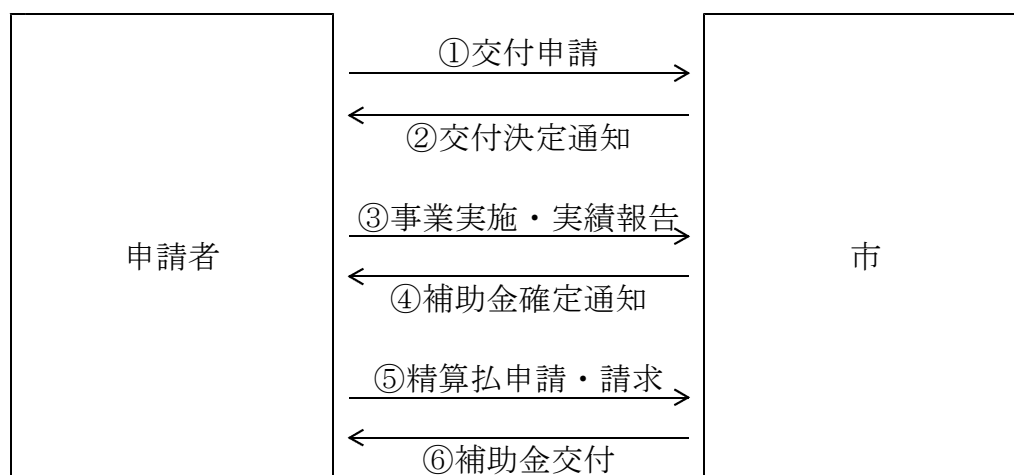
(6) 公的認証等取得経費

公的な認証等の取得や必要な資格の取得、研修等に係る経費。

(7) その他市長が必要と認める経費

※補助対象経費には、消費税および地方消費税の額を含めない。

5 申請から補助金交付までの流れ



6 交付申請

(1) 提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 収支予算書（様式第 2 号）
- ③ 事業計画書（様式第 3 号）
- ④ 必要経費の見積書、その他事業計画に関する資料
- ⑥ 直近 3 期分の決算書（個人の場合確定申告書）の写し

- ⑦ 履歴事項全部証明書（個人の場合住民票）※3か月以内に発行されたもの
- ⑧ 市税に未納がない証明書 ※申請月に発行されたもの
- ⑨ 県補助金と併用する場合、交付決定通知書等、県補助金の交付を確認することができる書類
- ⑩ その他市長が必要と判断した資料

(2) 申請期間

令和5年5月31日（水）から令和5年11月30日（木）まで

※申請時の事業内容や実施期間等に変更が生じる場合は、事前に補助事業変更承認申請書を提出すること。

7 事業の実施期限

令和6年1月31日（水）まで

8 事業実績の報告

(1) 提出書類

- ・事業報告書

※写真など事業の実施状況や事業成果を示す資料を添付

- ・実績報告書（様式第5号）

- ・収支決算書（様式第6号）

※領収証（写し）など対象経費の支出が確認できるものを添付

(2) 報告期限

令和6年2月29日（木）まで

9 書類の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課（秋田市山王一丁目1番1号）

10 補助金の交付

本事業による補助金は、事業を終えてからの精算払い（後払い）による交付とする。